

## 太平洋戦争直前のアメリカによる対日経済制裁

昭和 16 (1941) 年7月、アメリカは日本の南方進出に対抗して石油・在米日本資産の凍結などの厳しい経済制裁を実施しました。とくに石油禁輸は日本の軍事・産業活動に深刻な影響を与え、両国関係の緊張を一段と高める要因となりました。

### II 対日経済制裁下の県内織物業の動向

昭和16(1941)年10月

米国による対日経済制裁(昭和16年7月)後の県内織物業の状況を、警察課がまとめた文書。国内向けと輸出向けに分けて記録されています。制裁では在米日本資産の凍結や石油禁輸が行われ、県内産業にも影響が及びました。

国内向け織物は一時的に取引を休止しましたが、その後は激増しました。一方、輸出織物は情勢悪化により不振となり、当時日本の統治下にあった地域(朝鮮・満州・樺太など)や中国向けの輸出によって、辛うじて操業を維持していました。

ただし、桐生地方では練絹織物の輸出が増加していたことが記されています。

群馬県行政文書『事務引継書(薄田・村田知事)』(A0182A00 | 4-3)

### 六 織物業関係 糸地向織物

管下本年上半期ニ於ケル内地向織物ハ概シテ需  
要旺盛ニシテ前年上半期ニ比シテ頗ル好調ヲ呈セ  
ハリタルガ七月下旬ニ至リ英米等ノ我國ニ對スル  
經濟壓迫措置ニ依リ各集散地向屋ハ成行ヲ遂  
戒伊勢崎地方ノ如キハ七月二十日以降八月下旬ニ至  
ル間休市ヲ為シタル状況ナルガ其後漸々高談アリテ  
八月下旬ヨリ九月中ノ各市ハ取引激増シ近年ニナキ  
五九

好況ヲ續ケツ、アリ

右原因ハ英米等ノ經濟壓迫措置ニ依リ各集散地  
問屋ガ警戒買控ヘノ儘実需期ニ入りタル處依然購  
買力旺盛ナル為各問屋ハ俄クニ買漁リニ出テ更ニ綿  
糸系混紡糸等ノ自治的配給實施ニ依リ將來一品不  
足ヲ見越シ買續ケ居ルニ依ルモノト認メヨル

糸輸出向織物

海外事情悪化船腹不足貿易統制令改正其ノ他ノ惡  
條件山積ニ新規入註殆トク総輸出向ハ不振ノ一途  
ヲ辿リツ、アルガ管下輸出織物ハ鮮滿南洋支向ヲ併  
セ製織シ居ル為之ニ依リ辛うじて操業ヲ繼續シタル状  
況ニシテ桐生地方ニ於ケル練絹織物ノミ約五萬三千

点ノ増加ヲ見タルノミニテ他ハ何レモ六千点乃至三萬九千  
点ノ減少ヲ見ツ、アリ

之ニ對シ業者ハ内需向転換ヲ計畫シ目下綿糸配  
給申請運動中ナルモ未ク配給トナラズ更ニ資金才  
面ニ於テハ各工業組合ノ保証ニ依リ融資シ業者ノ投  
資防止市價維持ヲ図ル等ノ対策ヲ講シツ、アリ

右ニ對シ關係者ハ外貨獲得ノ必要ナル時期ニ於テ  
政府ノ總意ニ依リ利潤僅少ナルヲ忍ビツ、國策ニ悞  
カシクルニ對シ日資産凍結トナルヤ政府ハ我等ノ苦境  
ニ一顧モ興ヘザルハ諒ニ不當ナリ

トノ不滿意動ヲ洩スモノ相當見受ラル、状況ナリ